

山形大学農学部図書館利用細則

平成 21 年 9 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山形大学農学部図書館規程(以下「規程」という。)第 5 条に基づき、山形大学農学部図書館(以下「農学部図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 農学部図書館を利用しようとする者は、所定の様式により申請を行い、農学部図書館利用証(以下「利用証」という。)の交付を受けなければならない。ただし、学生は学生証をもって利用証にかえることができる。

2 前項により申請した記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出なければならない。

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。

(1) 平 日 8 時 45 分から 21 時まで

(2) 土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(春季、夏季、冬季の長期休業期間の休業日を除く) 10 時から 17 時まで

2 前項の規定にかかわらず、春季、夏季、冬季の長期休業期間の休業日における前項第 1 号に規定する日の開館時間は、8 時 45 分から 17 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(館内閲覧)

第 4 条 開架及び書庫内図書館資料は、閲覧室内で自由に閲覧することができる。

2 次に掲げるものを除き、図書館資料の利用制限は行わないものとする。

(1) 閲覧室が非常に混雑している場合等、本学の教育研究に支障をきたすおそれがある場合にあっては、図書館資料の利用を制限すること。

(2) 当該図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる情報が記録されていると認められる場合にあっては、当該図書館資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の利用を制限すること。

(3) 当該図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 2 条第 7 項第 4 号に規定する法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあっては、当該期間が経過するまでの間、当該図書館資料の全部又は一部の利用を制限すること。

(4) 当該図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合にあっては、当該原本の利用の方法又は期間を制限すること。

3 閲覧図書館資料は、閲覧室外へ持ち出してはならない。

4 閲覧図書館資料は、当日の閉館時まで所定の場所へ返却しなければならない。

5 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるとともに、インターネットの利用等により公表する。

(館外貸出)

第 5 条 図書館資料の貸出を希望する者は、所定の手続きを行わなければならない。

2 貸出できる図書館資料の冊数等は、別表のとおりとする。ただし、返却期限を過ぎている場合及び予約がかけられている場合は、返却期限の更新を認めないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認められた場合は、冊数等を変更することがある。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 館内では静粛を保ち、他の利用者に迷惑を及ぼす行為を慎むこと。

(2) 館内で飲食、喫煙等を行わないこと。

(3) 図書館資料及びその他の物品等を大切に扱い、汚損や無断持ち出しをしないこと。

(個人情報の漏えい防止)

第7条 図書館資料に記録されている個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)については、国立大学法人山形大学保有個人情報管理細則(平成17年4月13日細則第19号)の規定に準じて、その漏えい防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年10月1日から施行する。

2 山形大学附属図書館農学部分館利用細則(昭和63年12月23日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。